

	<p>二 大気汚染防止法 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出を受けること。 2 法第七条第一項の規定によるばい煙発生施設となつた旨の届出を受けること。</p>	<p>岐阜地域環境事務所長</p>	<p>一 岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則(以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 規則第五条第二項の規定により事業者が提出する書面を受け、関係機関に送付すること。 2 規則第五条第二項の規定により事業者から提出された書面の取りまとめをすること(排出水に関するものに限る。) 3 規則第六条第一項の規定により原因調査に係る報告を受け、関係機関に送付すること。 4 規則第七条第一項の規定により事業者に対し、助言又は勧告をすること。 5 規則第七条第二項の規定により必要な報告を求め、又はゴルフ場に立ち入り、調査を行うこと。 6 規則別表五の項第三号に掲げる行為に関する協議に応ずること。</p>	<p>に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第四十四号中「規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十三号中「規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十五号とし、同号の前に次の一号を加える。 44 省令第十五条第三項の規定により第十号の許可の申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めること。 別表第三県事務所長の部二十九の項第四十二号中「規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第四十一号中「規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十二号とし、同号の前に次の一号を加える。 41 省令第七条第八項の規定により第四号の従事者証の交付の申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めること。 別表第三県事務所長及び自動車税事務所長の部の次に次のように加える。</p>
	<p>13 法第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設となつた旨の届出を受けること。 12 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受けること。 11 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出を受けること。 10 法第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受けること。 9 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となつた旨の届出を受けること。 8 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を受けること。 7 法第十七条第二項の規定による事故時における通報を受けること。 6 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出を受けること。 5 法第十一条(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等又は施設の使用の廃止の届出を受けること。</p>		<p>3 法第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受けること。 4 法第十条第二項(法第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。)の規定により実施の制限の期間を短縮すること。 5 法第十一条(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による氏名の変更等又は施設の使用の廃止の届出を受けること。 6 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出を受けること。 7 法第十七条第二項の規定による事故時における通報を受けること。 8 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を受けること。 9 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となつた旨の届出を受けること。 10 法第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受けること。 11 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出を受けること。 12 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受けること。 13 法第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設となつた旨の届出を受けること。</p>			

<p>三 水質汚濁防止法 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第五条第一項、第二項及び第三項の規定により特定施設等の設置の届出を受けること。 2 法第六条の規定により特定施設等となつた旨の届出を受けること。 3 法第七条の規定により特定施設等の構造等の変更の届出を受けること。 4 法第九条第二項の規定により同条第一項の期間を短縮すること。 5 法第十条の規定により氏名の変更等又は施設の使用の廃止の届出を受けること。</p>	<p>14 法第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出を受けること。 15 法第十八条の六第三項の規定による特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受けること。 16 法第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設となつた旨の届出を受けること。 17 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告を受けること。 18 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受けること。 19 法第十八条の二十八第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受けること。 20 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設となつた旨の届出を受けること。 21 法第十八条の三十第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受けること。 22 法第二十六条第一項の規定によりばい煙発生施設を設置している者等に対し報告徴収等を行うこと。</p>
<p>五 ダイオキシシン類 対策特別措置法 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p>
<p>1 法第十二条第一項の規定により特定施設の設置の届出を受けること。 2 法第十三条第一項及び第二項の規定により特定施設となつた旨の届出を受けること。 3 法第十四条第一項の規定により特定施設の構造等の変更の届出を受けること。 4 法第十七条第二項の規定により同条第一項に規定する期間を短縮すること。 5 法第十八条の規定により氏名の変更</p>	<p>6 法第十一条第三項の規定により地位の承継の届出を受けること。 7 法第十三条の四の規定により総量削減計画を達成するために必要な指導等を行うこと。 8 法第十四条第三項の規定により指定地域内事業場の設置者の汚濁負荷量の測定方法の届出を受けること。 9 法第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定により事故時における届出を受けること。 10 法第二十二条第一項及び第二項の規定により特定事業場の設置者等に対し報告徴収等を行うこと。 1 法第三条第三項(法第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公害防止統括者の選任等の届出を受けること(騒音又は振動発生施設のみが設置されている特定工場を除く)。 2 法第六条の二第二項の規定により特定事業者の地位の承継の届出を受けること。 3 法第十一条の規定により特定事業者に対し報告徴収等を行うこと。</p>

<p>七 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第十七条の規定により第一種特定製品の管理者に対し必要な指導及び助言をすること。 2 法第二十七条第二項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第一種フロン類充填回収業の登録等の申請書の提出を受け 3 法第三十一条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の変更の届出を受けること。 4 法第三十三条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出を受けること。 5 法第四十五条第四項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者からの報告を受けること。 6 法第四十七条第三項の規定による回収したフロン類の量等の報告を受けること。</p>	<p>1 法第五十条第三項の規定により第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する事項の届出を受けること。</p>	<p>更等の届出を受けること。 6 法第十九条第三項の規定により地位の承継の届出を受けること。 7 法第二十三条第二項の規定により事故時における通報を受けること。 8 法第二十八条第三項の規定により測定結果の報告を受けること。 9 法第三十四条第一項の規定により特定施設に係る報告徴収等をするこ と。</p>
	<p>八 土壤汚染対策法（以下この項中「法」という。）、土壤汚染対策法施行規則（以下この項中「施行省令」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（以下この項中「処理業省令」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>7 法第四十八条の規定により第一種特定製品整備者等に対し必要な指導及び助言をすること。 8 法第九十一条の規定によりフロン類又は指定製品の製造業者等に対し業務の状況等の報告を求めること。 9 法第九十二条第一項の規定により所属職員にフロン類又は指定製品の製造業者等の事務所等の立入検査等をさせること。 10 法第九十三条第二項の規定により関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し必要な資料の送付その他の協力を求めること。 1 法第三条第一項の規定による使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の土壤汚染状況調査の結果の報告を受け、又は同項ただし書の人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を行うこと。 2 法第三条第五項の規定による土地の利用方法の変更の届出を受けること。 3 法第三条第七項及び第四条第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けること。 4 法第四条第二項の規定による土地の土壤汚染状況調査の結果の提出を受け 5 法第七条第三項の規定による汚染除去等計画の変更の届出を受けること。 6 法第七条第五項の規定により汚染除去等計画の変更を命ずる期間の短縮を通知すること。 7 法第七条第九項の規定による実施措置の報告を受けること。 8 法第十二条第一項から第四項まで</p>		

	<p>9 の規定による土地の形質の変更の届出を受けること。</p> <p>9 法第十二条第一項第一号の規定により施行管理方針が基準に適合する旨の確認を行うこと。</p> <p>10 法第十四条第一項の規定による要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請を受けること。</p> <p>11 法第十四条第四項の規定により申請者に対し報告等を求め、又は職員に土地の立入検査をさせること。</p> <p>12 法第十六条第一項の規定により汚染状態が基準に適合することを認めること。</p> <p>13 法第十六条第一項から第三項までの規定による汚染土壌の搬出時の届出又は変更の届出を受けること。</p> <p>14 法第二十条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による状況把握の結果の届出を受けること。</p> <p>15 法第二十一条第二項の規定による汚染土壌処理業の許可申請書の提出を受けること。</p> <p>16 法第二十二条第九項の規定による汚染土壌処理施設における事故の発生の届出を受けること。</p> <p>17 法第二十三条第三項の規定による汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出を受けること。</p> <p>18 法第二十三条第四項の規定による汚染土壌処理業の休止等の届出を受けること。</p> <p>19 法第二十七条の四第一項の規定による相続の承認申請を受けること。</p> <p>20 法第二十七条の五の規定による国等との協議に係る書類を受けること。</p> <p>21 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定により報告を求め、又</p>
	<p>は職員に土地等の立入検査をさせること。</p> <p>22 法第五十五条の規定により公共の用に供する施設の管理者に協議すること。</p> <p>23 法第五十六条第二項の規定により関係行政機関の長等に対し、協力を求め、又は意見を述べること。</p> <p>24 施行省令第一条第一項ただし書の規定により調査の報告期限の延長を行うこと。</p> <p>25 施行省令第三条第三項の規定により特定有害物質の種類を通知すること。</p> <p>26 施行省令第十六条第五項の規定による所有者等の地位の承継の届出を受けること。</p> <p>27 施行省令第四十三条第一号口及び第五十条第一項第一号口の規定により帯水層がない旨の確認を行うこと。</p> <p>28 施行省令第四十三条第三号及び第四号並びに第五十条第一項第三号の規定により土地の形質の変更が基準に適合している旨の確認を行うこと。</p> <p>29 施行省令第五十二条の五第一項の規定による土壌の汚染状態又は有害物質の飛散等に関する届出を受けること。</p> <p>30 施行省令第五十二条の六第一項及び第二項の規定による施行管理方針の変更の届出を受けること。</p> <p>31 施行省令第五十二条の七第一項の規定による施行管理方針の廃止の届出を受けること。</p> <p>32 施行省令第五十二条の七第三項及び第五十二条の八第二項の規定により土壌の汚染状況について把握すること。</p> <p>33 施行省令第五十九条の二第二項第</p>

	<p>十 岐阜県公害防止 条例（以下この項 に関する事務</p>	<p>九 特定特殊自動車 排出ガスの規制等 に関する法律（以 下この項中「法」 という。）の施行 に関する事務</p>	<p>1 条例第六条の三第一項の規定によ り調査の請求に係る書類を受けるこ と。</p>			<p>34 三号イの規定による搬入された土壌 に係る届出を受けること。 35 施行省令別表第八一の項第一号口 及び第二号水並びに四の項第一号二 及び第二号水の規定により地下水の 水質の測定結果の報告を受けること。 36 処理業省令第五条第二十号の規定 により地下水の水質が基準に適合し ている旨の確認を行うこと。 37 処理業省令第五条第二十一号口の 規定により大気有害物質を同号イの 規定に従って排出している旨の確認 を行うこと。 38 処理業省令第八条第一項の規定に よる変更の許可申請書の提出を受け ること。 39 処理業省令第十三条第三項の規定 による廃止措置実施報告を受けるこ と。 40 処理業省令第十四条第一項の規定 による譲渡及び譲受の承認の申請書 の提出を受けること。 41 処理業省令第十五条第一項の規定 による合併又は分割の承認の申請書 の提出を受けること。 42 処理業省令第十七条第二項の規定 による許可証の書換え等の申請書の 提出を受けること。 43 処理業省令第十七条第四項の規定 による許可証の返納を受けること。</p>	<p>中「条例」という。 の施行に関する事 務</p> <p>2 条例第六条の三第二項の規定によ り調査をし、その結果を通知するこ と。 3 条例第十二条の二第一項の規定に より指定工場の新設又は増設の協議 に係る書類を受けること。 4 条例第十二条の二第二項の規定に より公害を防止するために必要な指 示をすること。 5 条例第十五条第一項の規定により ばい煙発生施設の設置の届出を受け ること。 6 条例第十六条第一項の規定により ばい煙発生施設となつた旨の届出を 受けること。 7 条例第十七条第一項の規定により ばい煙発生施設の構造等の変更の届 出を受けること。 8 条例第十九条第二項の規定により 同条第一項の期間を短縮すること。 9 条例第二十条（条例第三十二条第 一項及び第四十二条第一項において 準用する場合を含む。）の規定によ り氏名の変更等又は施設の使用の廃 止の届出を受けること。 10 条例第二十一条第三項（条例第三 十二条第一項及び第四十二条第一項 において準用する場合を含む。）の 規定により地位の承継の届出を受け ること。 11 条例第二十三条の二の規定により ばい煙の減少措置を勧告すること。 12 条例第二十八条第一項の規定によ り粉じん等発生施設の設置等の届出 を受けること。 13 条例第二十八条第三項の規定によ り粉じん等発生施設の構造等の変更 の届出を受けること。</p>
--	--	---	--	--	--	--	---

<p>十一 岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例(以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>1 条例第八條第一項の規定によりアスベスト発生施設の設置の届出を受けること。 2 条例第八條第三項の規定によりアスベスト発生施設の構造等の変更の届出を受けること。 3 条例第八條第五項の規定により氏名等の変更又はアスベスト発生施設の使用の廃止の届出を受けること。 4 条例第八條第八項の規定により地位の承継の届出を受けること。 5 条例第九條第一項の規定によりアスベスト発生施設となつた旨の届出を受けること。 6 条例第十一條第二項の規定により同条第一項に規定する期間を短縮すること。</p>	<p>14 条例第二十九條第一項の規定により粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業となつた旨の届出を受けること。 15 条例第三十五條の規定により特定施設の設置の届出を受けること。 16 条例第三十六條の規定により特定施設となつた旨の届出を受けること。 17 条例第三十七條の規定により特定施設の構造等の変更の届出を受けること。 18 条例第三十九條第二項の規定により同条第一項の期間を短縮すること。 19 条例第五十九條の八第二項の規定により屋外燃焼行為に対する警告を發すること。 20 条例第六十六條の規定によりばい煙等を排出している者に対し報告徴収等を行うこと。 21 条例第六十九條の規定により公害の防止のための必要な措置をとることを勧告すること。</p>
<p>十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この項中「法」という。)及び岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>7 法第九條第六項(法第十五條の二の六第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者が欠格要件に該当す</p>	<p>7 条例第十五條の規定によりアスベスト排出者から報告を徴収すること。 8 条例第十六條第一項の規定により立入検査を行うこと。 1 法第八條第二項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請書の提出を受けること。 2 法第八條の二第五項(法第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設の現地検査をすること。 3 法第八條の二の二の規定により一般廃棄物処理施設の検査をすること。 4 法第九條第三項(法第九條の三第三項及び法第十五條の二の六第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定による軽微な変更等、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の廃止(一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場であるものの廃止を除く)、休止又は再開の届出を受けること。 5 法第九條第四項(法第九條の三第三項及び法第十五條の二の六第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出を受けること。 6 法第九條第五項(法第九條の三第三項及び法第十五條の二の六第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の廃止のための現地確認をすること。 7 法第九條第六項(法第十五條の二の六第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者が欠格要件に該当す</p>

	<p>るに至つた旨の届出を受けること。</p> <p>8 法第九条第七項（法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者等が欠格要件に該当するに至つた旨の届出を受けること。</p> <p>9 法第九条の二の三第二項の規定により一般廃棄物の最終処分場の状況を確認すること。</p> <p>10 法第九条の二の四第二項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請を受けること。</p> <p>11 法第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出を受けること。</p> <p>12 法第九条の三第四項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により一般廃棄物処理施設の設置の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。</p> <p>13 法第九条の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受けること。</p> <p>14 法第九条の七第二項（法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設設置者の相統の届出を受けること。</p> <p>15 法第十二条第三項の規定による産業廃棄物の保管等の届出を受けること。</p> <p>16 法第十二条第四項の規定による産業廃棄物の保管を行った事業者からの届出を受けること。</p> <p>17 法第十二条第九項の規定による多量排出事業者の作成する処理計画の提出を受けること。</p>
	<p>18 法第十二条第十項の規定による計画の実施状況の報告を受けること。</p> <p>19 法第十二条第十一項の規定により同条第九項の計画及び同条第十項の実施状況について公表すること。</p> <p>20 法第十二条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物の保管等の届出を受けること。</p> <p>21 法第十二条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管を行った事業者からの届出を受けること。</p> <p>22 法第十二条の二第十項の規定による多量排出事業者の作成する処理計画の提出を受けること。</p> <p>23 法第十二条の二第十一項の規定による計画の実施状況の報告を受けること。</p> <p>24 法第十二条の二第十二項の規定により同条第十項の計画及び同条第十一項の実施状況について公表すること。</p> <p>25 法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書の提出を受けること。</p> <p>26 法第十二条の六第一項の規定により産業廃棄物の適正な処理に關し必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。</p> <p>27 法第十二条の七第二項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請書の提出を受けること。</p> <p>28 法第十二条の七第七項の二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請を受けること。</p> <p>29 法第十二条の七第九項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項</p>

		<p>30 変更の届出を受けること。 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をすること。</p> <p>31 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をすること。</p> <p>32 法第十四条の二第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の変更の許可をすること。</p> <p>33 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の廃止の届出又は変更の届出を受けること。</p> <p>34 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第四項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が欠格要件に該当するに至った旨の届出を受けること。</p> <p>35 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第五項の規定による産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者等が欠格要件に該当するに至った旨の届出を受けること。</p> <p>36 法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をすること。</p> <p>37 法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可をすること。</p> <p>38 法第十四条の五第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の変更の許可をすること。</p> <p>39 法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物</p>
		<p>40 収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の廃止の届出又は変更の届出を受けること。</p> <p>法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第四項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が欠格要件に該当するに至った旨の届出を受けること。</p> <p>41 法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第五項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者等が欠格要件に該当するに至った旨の届出を受けること。</p> <p>42 法第十五条第二項の規定による産業廃棄物処理施設設置の許可の申請書の提出を受けること。</p> <p>43 法第十五条の二第五項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物処理施設の現地検査をすること。</p> <p>44 法第十五条の二の二の規定により産業廃棄物処理施設の検査をすること。</p> <p>45 法第十五条の二の五の規定による産業廃棄物処理施設において処理される一般廃棄物に係る届出を受けること。</p> <p>46 法第十五条の三の三第二項の熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請を受けること。</p> <p>47 法第十五条の十九第一項から第三項までの規定による土地の形質の変更の届出を受けること。</p> <p>48 法第十七条の二第一項の規定による有害使用済機器保管等業者からの届出又は変更の届出を受けること。</p> <p>49 法第十八条第一項（法第十七条の</p>

	<p>二第三項において準用する場合を含む。の規定により事業者等から必要な報告を求めること。</p> <p>50 法第十九条第一項（法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により職員に事業者等の事務所若しくは事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させること。</p> <p>51 法第二十一条の二第一項の規定による事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受けること。</p> <p>52 令第五条の五（令第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による熱回収施設の廃止、休止、再開又は設備の変更の届出を受けること。</p> <p>53 令第六条の七の二の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出を受けること。</p> <p>54 令第十六条の四の規定による有害使用済機器保管等業者からの廃止の届出を受けること。</p> <p>55 令第十七条第一項の規定による廃棄物再生事業者の登録の申請書の提出を受けること。</p> <p>56 令第二十條の規定による廃棄物再生事業者の変更の届出を受けること。</p> <p>57 令第二十一条の規定による廃棄物再生事業者の事業場の廃止、休止又は再開の届出を受けること。</p> <p>58 省令第四条の四の四の規定により検査結果の通知書を交付すること。</p> <p>59 省令第四条の十七の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る報告書の提出を受けること。</p>
<p>60 省令第五条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請書の提出を受けること。</p> <p>61 省令第五条の五の二第一項（省令第五条の五の四において準用する場合を含む。）及び第五条の五の二の二第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の提出を受けること。</p> <p>62 省令第五条の五の五第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請書の提出を受けること。</p> <p>63 省令第五条の五の十一（省令第十二条の十一の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による熱回収施設の熱回収に関する報告書の提出を受けること。</p> <p>64 省令第五条の十の二第一項及び第五条の十の二の二第一項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の提出を受けること。</p> <p>65 省令第五条の十一第一項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請書の提出を受けること。</p> <p>66 省令第五条の十二第一項の規定による法人の合併又は分割の許可の申請書の提出を受けること。</p> <p>67 省令第八条の二の六（省令第八条の十三の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物の保管の廃止の届出書の提出を受けること。</p> <p>68 省令第八条の三十八の十一の規定による認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告書の提出を受けること。</p> <p>69 省令第十二条の七の十七第五項の規定による産業廃棄物処理施設の種</p>	

<p>十三 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（以下この項中「条例」と</p>	
<p>2 1 条例第十一条の二の規定により保管予定者に係る特定保管物の保管の届出を受けること。</p>	<p>類又はその施設において処理する産業廃棄物の種類の変更の届出及び法第十五条の二の五の規定による届出に係る一般廃棄物の処理の事業の廃止の届出を受けること。</p> <p>70 省令第十二条の十一の二第一項（省令第十二条の十一の四において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の提出を受けること。</p> <p>71 省令第十二条の十一の五第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請書の提出を受けること。</p> <p>72 省令第十二条の十一の十二第一項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請書の提出を受けること。</p> <p>73 省令第十二条の十一の十三第一項の規定による法人の合併又は分割の許可の申請書の提出を受けること。</p> <p>74 規則第三条第一項の規定による再生利用業の個別の指定の申請を受けること。</p> <p>75 規則第三条第三項の規定による再生利用業の変更指定に係る申請を受けること。</p> <p>76 規則第三条第五項の規定による再生利用業の廃止の届出を受けること。</p> <p>77 規則第三条第六項の規定による再生利用業の変更の届出を受けること。</p> <p>78 規則第十一条第一項の規定による再交付申請を受けること。</p> <p>79 規則第十一条第二項の規定による許可証等の返納を受けること。</p>
<p>13 条例第二十七条第二項の規定により産業廃棄物アセスメントの結果の</p>	<p>いう。）及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務</p> <p>定保管物の保管に係る変更等の届出を受けること。</p> <p>3 条例第十一条の五の規定により土地所有者等に係る特定保管物の保管に係る届出を受けること。</p> <p>4 条例第十三条第四項の規定により土地所有者等に対して勧告をすること。</p> <p>5 条例第十七条第三項の規定により産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者選任届出書を受けること。</p> <p>6 条例第十七条第四項の規定により産業廃棄物処理計画書の内容について指導又は助言を行うこと。</p> <p>7 条例第十八条第三項の規定により不適正処理の場合の報告を受けること。</p> <p>8 条例第二十条第一項の規定により県外産業廃棄物の県内搬入の届出を受けること。</p> <p>9 条例第二十条第二項の規定により県外産業廃棄物の県内搬入に対する変更等の勧告をすること。</p> <p>10 条例第二十一条第一項及び第二項の規定により小規模産業廃棄物処理施設設置の届出を受けること。</p> <p>11 条例第二十一条第三項の規定により小規模産業廃棄物処理施設の変更届出を受けること。</p> <p>12 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年岐阜県条例第十五号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の条例第二十六條第二項の規定により必要な指導又は助言を行うこと。</p>

<p>十四 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>6 条例第十條第一項の規定により事業計画の廃止の届出を受けること。</p> <p>5 条例第十條第一項の規定により事業計画の変更の届出を受けること。</p> <p>4 条例第九條第一項の規定により事業計画の届出を受けること。</p> <p>3 条例第八條第二項(条例第九條第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画画書の内容と相違ないことを確認すること。</p> <p>2 条例第八條第一項(条例第九條第二項及び第二十一條第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により事業計画画書の写しを関係市町村長に送付すること並びに関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について意見を聴くこと。</p>	<p>18 規則第八條第二項の規定により産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容の報告を受けること。</p> <p>17 報告徴収等を行うこと。</p> <p>16 条例第二十八條第二項の規定により報告を受けること。</p> <p>15 条例第二十八條第一項の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の設置に係る届出を受けること。</p> <p>14 条例第二十七條第四項の規定により発生量等の届出を受けること。</p> <p>1 条例第七條第一項(条例第二十六條第六項(条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において変更して適用する場合を含む。)の規定により事業計画書を受けること。</p>
<p>14 条例第二十二條第二項(条例第二十六條第六項(条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において変更して適用すること。</p> <p>13 条例第十九條第三項の規定により意見書を取りまとめ、事業者に送付すること及び意見書の写しを関係市町村長に送付すること。</p> <p>12 条例第十九條第二項の規定により生活環境影響調査を行う方法についての意見書を受けること。</p> <p>11 条例第十八條(条例第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により実施状況の報告を受けること。</p> <p>10 条例第十七條(条例第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により説明会に職員を立ち会わせること。</p> <p>9 条例第十三條第一項の規定により周知計画の変更の届出を受けること。</p> <p>8 条例第十二條第一項(条例第十三條第二項(条例第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。))及び第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により周知計画画書の写しを関係市町村長に送付すること及びその内容について意見を聴くこと。</p> <p>7 係市町村長に通知すること。</p>	<p>18 規則第八條第二項の規定により産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容の報告を受けること。</p> <p>17 報告徴収等を行うこと。</p> <p>16 条例第二十八條第二項の規定により報告を受けること。</p> <p>15 条例第二十八條第一項の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の設置に係る届出を受けること。</p> <p>14 条例第二十七條第四項の規定により発生量等の届出を受けること。</p> <p>1 条例第七條第一項(条例第二十六條第六項(条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において変更して適用する場合を含む。)の規定により事業計画書を受けること。</p>

	<p>場合を含む。)の規定により検討結果の届出を受けること。</p> <p>15 条例第二十條第三項の規定により検討結果の写しを関係市町村長に送付すること。</p> <p>16 条例第二十一條第一項(条例第二十六條第六項(条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において変更して適用する場合を含む。))の規定により生活環境影響調査結果書を受けること。</p> <p>17 条例第二十三條第一項(条例第二十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により事業計画についての意見書を受けること。</p> <p>18 条例第二十三條第三項(条例第二十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定により意見書を取りまとめ、事業者に送付すること及び意見書の写しを関係市町村長に送付すること。</p> <p>19 条例第二十四條第一項(条例第二十五條第一項において読み替えて準用する場合及び条例第二十六條第六項(条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。))において変更して適用する場合を含む。))の規定により見解書を受けること。</p> <p>20 条例第二十四條第二項(条例第二十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定により見解書の写しを関係市町村長に送付すること。</p> <p>21 条例第二十五條第二項の規定により見解の周知を終了した旨の報告を受けること。</p> <p>22 条例第二十六條第二項(条例第二十七條第三項において読み替えて準</p>
	<p>十五 浄化槽法(以下この項中「法」という。)、岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(以下この項中「条例」という。))及び岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下この項中「規則」という。))の施行に関する事務</p>
<p>6 法第七條の二第二項又は第十二條</p> <p>5 法第七條の二第一項又は第十二條の二第一項の規定により浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。</p> <p>1 法第五條第一項の規定による浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更の届出を受け、特定行政庁に送付すること。</p> <p>2 法第五條第二項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をすること。</p> <p>3 法第五條第四項ただし書の規定により浄化槽の設置又は構造若しくは規模の変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。</p> <p>4 法第七條第二項(法第十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による指定検査機関からの報告を受けること。</p> <p>5 法第七條の二第一項又は第十二條の二第一項の規定により浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。</p> <p>6 法第七條の二第二項又は第十二條</p>	<p>用する場合を含む。))の規定により事業者、関係住民又は関係市町村長に対し提出された資料又は意見書の提出を求めること。</p> <p>23 条例第二十七條第一項(条例第二十七條第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により異議の申立てを受けること。</p> <p>24 条例第二十八條第一項の規定により意見の調整の申出を受けること。</p> <p>25 条例第二十八條第六項の規定により意見の調整への参加の申出を受けること。</p> <p>26 条例第三十六條第二項の規定により環境保全協定の写しを受けること。</p> <p>27 条例第四十條の規定により関係市町村長その他の者に照会すること又は協力を求めること。</p>

	<p>の二第二項の規定により浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。</p> <p>7 法第十条の二第一項から第三項までの規定による浄化槽管理者からの報告書の提出を受けること。</p> <p>8 法第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用休止の届出を受けること。</p> <p>9 法第十一条の二第二項の規定による浄化槽の使用再開の届出を受けること。</p> <p>10 法第十一条の三の規定による浄化槽の使用廃止の届出を受けること。</p> <p>11 法第十二条第一項の規定により浄化槽管理者等に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な助言、指導又は勧告をすること。</p> <p>12 法第四十八条第四項の規定による市町村長の申出を受けること。</p> <p>13 法第四十九条第一項の規定により浄化槽台帳を作成すること。</p> <p>14 法第四十九条第二項の規定により関係地方公共団体の長その他の者に対し浄化槽に関する情報の提供を求めること。</p> <p>15 法第五十三条第一項の規定により浄化槽管理者、浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させること。</p> <p>16 法第五十三条第二項の規定により職員に浄化槽管理者、浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。</p>
	<p>17 法附則第十一条第一項の特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽の除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。</p> <p>18 法附則第十一条第二項の規定により前号の助言又は指導を受けた者に対し、特定既存単独処理浄化槽の除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>19 条例第三条第一項の規定による浄化槽保守点検業の登録の申請書の提出を受けること。</p> <p>20 条例第四条第一項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による浄化槽保守点検業者の登録を実施すること。</p> <p>21 条例第四条第二項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により浄化槽保守点検業者登録簿に登録した旨を通知すること。</p> <p>22 条例第五条第一項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により浄化槽保守点検業者の登録を拒否すること。</p> <p>23 条例第五条第二項（条例第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により浄化槽保守点検業者登録簿への登録を拒否した旨を通知すること。</p> <p>24 条例第六条第一項の規定による営業区域の拡大の事前届出を受けること。</p> <p>25 条例第六条第二項の規定による条例第三条第一項各号に掲げる事項の変更の届出を受けること。</p> <p>26 条例第七条の規定による浄化槽保</p>

<p>十六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（以下この項中「省令」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>5 法第十一条（法第十五条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の規定により、保管事業者に対し、</p> <p>4 法第十条第四項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による変更の届出を受けること。</p> <p>3 法第十条第三項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分期間内に処分することが困難である旨の届出を受けること。</p> <p>2 法第十九条第二項（法第十五条及び法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた旨の届出を受けること。</p> <p>1 法第八条第一項（法第十五条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む。次号及び第五号において同じ。）の保管及び処分の状況の届出を受けること。</p>	<p>守点検業者の廃棄等の届出を受けること。</p> <p>27 条例第十三条第三項の規定により浄化槽保守点検業者の登録を抹消した旨を通知すること。</p> <p>28 条例第十四条第一項の規定により浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させること。</p> <p>29 条例第十四条第二項の規定により職員に浄化槽保守点検業者の営業所又は事務所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。</p> <p>30 規則第十条の規定による業務状況報告書の提出を受けること。</p>
<p>10 省令第十条第二項又は第十一条の</p> <p>9 法第二十五条第一項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により保管事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を含む。）に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む。）若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させること。</p> <p>8 法第二十四条（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者（次号において単に「保管事業者等」という。）に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を含む。）の保管又は処分に関し、必要な報告を求めること。</p> <p>7 法第十八条第二項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を処分期間内に廃棄することが困難である旨の届出を受けること。</p> <p>6 法第十六条第二項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による承継の届出を受けること。</p>	<p>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言を行うこと。</p>

<p>十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の届出書の提出を受けること。</p> <p>11 省令第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の届出書の提出を受けること。</p> <p>12 省令第二十六条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受けの届出書の提出を受けること。</p> <p>13 省令第二十八条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出書の提出を受けること。</p> <p>14 省令第三十六条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受けの届出書の提出を受けること。</p>
<p>1 法第十九条の規定により登録を受けた関連事業者に対し、引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすること。</p> <p>2 法第二十条第一項の規定により関連事業者に対し、引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすること。</p> <p>3 法第二十条第二項の規定によりフロン類回収業者に対し、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第六条又は第七条の規定による基準を遵守すべき旨の勧告をすること。</p> <p>4 法第四十二条第一項の規定により引取業者の登録をすること。</p> <p>5 法第四十二条第二項の規定により引取業者の登録の更新をすること。</p> <p>6 法第四十四条第一項の規定により引取業者登録簿に登録すること。</p> <p>7 法第四十四条第二項（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）又は法第四十五条第二項（法</p>	<p>第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。</p> <p>8 法第四十六条第一項の規定による引取業者の登録に係る変更の届出を受けること。</p> <p>9 法第四十六条第二項の規定により届出があつた事項を引取業者登録簿に登録すること。</p> <p>10 法第四十八条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による引取業者の廃業等の届出を受けること。</p> <p>11 法第四十九条（法第五十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により引取業者の登録を抹消すること。</p> <p>12 法第五十三条第一項の規定によりフロン類回収業者の登録をすること。</p> <p>13 法第五十三条第二項の規定によりフロン類回収業者の登録の更新をすること。</p> <p>14 法第五十五条第一項の規定によりフロン類回収業者登録簿に登録すること。</p> <p>15 法第五十五条第二項（法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十六条第二項（法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。</p> <p>16 法第五十七条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録に係る変更の届出を受けること。</p> <p>17 法第五十七条第二項の規定により届出があつた事項をフロン類回収業者登録簿に登録すること。</p> <p>18 法第六十条第一項の規定により解体業の許可をすること。</p>

	<p>19 法第六十条第二項の規定により解体業の許可の更新をすること。</p> <p>20 法第六十二条第二項の規定により許可申請者に通知すること。</p> <p>21 法第六十三条第一項の規定による解体業の許可に係る変更の届出を受けること。</p> <p>22 法第六十四条（法第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による解体業の廃業等の届出を受けらること。</p> <p>23 法第六十七条第一項の規定により破砕業の許可をすること。</p> <p>24 法第六十七条第二項の規定により破砕業の許可の更新をすること。</p> <p>25 法第六十九条第二項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可申請者に通知すること。</p> <p>26 法第七十条第一項の規定により破砕業の変更の許可をすること。</p> <p>27 法第七十一条第一項の規定による破砕業の許可に係る変更の届出を受けること。</p> <p>28 法第九十条第一項の規定により関連事業者に対し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>29 法第百三十条第一項の規定により関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に関し報告をさせること。</p> <p>30 法第百三十条第二項の規定により情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項に関し報告をさせること。</p> <p>31 法第百三十一条第一項の規定によ</p>		<p>十八 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務</p> <p>1 条例第十条の規定により特定事業の許可をすること。</p> <p>2 条例第十三条第一項の規定により特定事業の変更の許可をすること。</p> <p>3 条例第十三条第四項の規定により特定事業の軽微な変更の届出を受けること。</p> <p>4 条例第十四条の規定により特定事業の許可に条件を付すること。</p> <p>5 条例第十五条の規定により特定事業に着手した旨の届出を受けること。</p> <p>6 条例第十六条第一項の規定により特定事業に係る土砂等の搬入の届出を受けること。</p> <p>7 条例第十七条の規定により特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認した旨の報告を受けること。</p> <p>8 条例第二十三条第一項の規定により特定事業の完了等の届出を受けること。</p> <p>9 条例第二十三条第二項の規定により土壌検査の結果の届出を受けること。</p> <p>10 条例第二十三条第三項の規定により環境基準及び構造基準に適合していることを確認し、その結果を前二号の届出をした者に対して通知すること。</p> <p>11 条例第二十四条第二項の規定により特定事業の許可を受けた者の地位の承継の届出を受けること。</p> <p>12 条例第二十八条の規定により埋立て等を行う者に対して報告を求めること。</p>
--	---	--	---

<p>十九 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例(以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>13 条例第二十九条第一項の規定により立入検査等を行うこと。</p>
<p>二十 自然公園法(以下この項中「法」という。)及び岐阜県立自然公園条例(以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二十条第三項の規定により同項各号に掲げる行為の許可をし、及び法第三十二条の規定により条件を付すること(国立公園に関するものを除く。次号から第八号までにおいて同じ。) 2 法第二十条第六項から第八項までの規定による届出を受理すること。 3 法第二十一条第三項の規定により同項各号に掲げる行為の許可をし、及び法第三十二条の規定により条件を付すること。 4 法第二十一条第六項及び第七項の規定による届出を受理すること。 5 法第三十五条第一項の規定により法第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可を受けた者に対し報告を求め、又は法第三十五条第二項の規定により職員に公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、法第二十条第三項各号及び第二十一条第三項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させること。 6 法第三十七条第二項の規定により、特別地域又は集団施設地区内において同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者に対し、当該</p>
<p>7 法第六十八条第一項の規定により国の機関の行う法第二十条第三項各号及び第二十一条第三項各号に掲げる行為に係る協議を受けること。 8 法第六十八条第三項の規定により法第二十条第六項から第八項まで又は第二十一条第六項若しくは第七項の届出の例による国の機関の通知を受理すること。 9 法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる法第六十八条第一項の規定により、国の機関が行う条例第九条第四項各号に掲げる行為について協議を受けること。 10 法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる法第六十八条第三項の規定により、国の機関が行う条例第九条第五項から第七項までに規定する行為について通知を受けること。 11 条例第九条第四項の規定により特別地域内における同項各号に掲げる行為の許可をすること(条例第十八条の規定により条件を付することを含む。) 12 条例第九条第五項から第七項までの規定により特別地域内における既着手行為、非常災害応急措置及び木竹の植栽又は家畜の放牧に関する届出書を受理すること。 13 条例第二十一条第一項の規定により報告を求め、又は同条第二項の規定により職員に自然公園の区域内の土地若しくは建物に立ち入らせ、条例第九条第四項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査</p>	<p>1 法第二十条第三項の規定により同項各号に掲げる行為の許可をし、及び法第三十二条の規定により条件を付すること(国立公園に関するものを除く。次号から第八号までにおいて同じ。) 2 法第二十条第六項から第八項までの規定による届出を受理すること。 3 法第二十一条第三項の規定により同項各号に掲げる行為の許可をし、及び法第三十二条の規定により条件を付すること。 4 法第二十一条第六項及び第七項の規定による届出を受理すること。 5 法第三十五条第一項の規定により法第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可を受けた者に対し報告を求め、又は法第三十五条第二項の規定により職員に公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、法第二十条第三項各号及び第二十一条第三項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させること。 6 法第三十七条第二項の規定により、特別地域又は集団施設地区内において同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者に対し、当該</p>

<p>二十一 岐阜県自然環境保全条例(以下この項中「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第十八条第一項の規定により同項各号に掲げる行為を許可し、及び同条第二項の規定により条件を附すること(条例第二十六条において準用する場合を含む。次号から第十号までにおいて同じ。)</p> <p>2 条例第十八条第四項の規定により、国及び地方公共団体の機関の行う同条第一項各号に掲げる行為に係る協議を受けること。</p> <p>3 条例第十八条第五項及び第十九条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>4 条例第十八条第六項の規定により、国及び地方公共団体が行う通知を受理すること。</p> <p>5 条例第二十条第三項第八号の規定により野生動物植物保護地区における特定の野生動物植物の捕獲等に係る許可をし、及び同条第四項において準用する条例第十八条第二項の規定により条件を附し、及び同条第四項の規定により協議を受けること。</p> <p>6 条例第二十一条第一項の規定により自然環境保全地域の普通地区内における同項各号に掲げる行為に係る届出書を受理すること。</p> <p>7 条例第二十一条第二項の規定により国又は地方公共団体が行う前号の</p>
<p>二十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項中「法」という。)</p> <p>及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項中「省令」という。)の施行に関する事務</p>	
<p>行為について通知を受けること。</p> <p>8 条例第二十二條第二項の規定により同条第一項の命令に係る期間を延長し、及びその通知をすること。</p> <p>9 条例第二十二條第四項の規定により同条第三項の期間を短縮すること。</p> <p>10 条例第二十三條の二の規定により報告を求め、又は職員に自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物に立ち入らせ、行為の実施状況を検査させ、若しくは行為の自然環境に及ぼす影響を調査させること。</p> <p>11 条例第三十六條の規定により岐阜県自然環境保全協定を締結すること。</p> <p>12 条例第三十七條の規定により自然環境保全のための助言又は勧告をすること。</p>	<p>1 法第九條第一項の規定により鳥獣の捕獲等の許可をすること(学術研究、鳥獣の管理のうち第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の調整、標識調査、公共施設等の展示、養殖鳥の遺伝的劣化防止及び環境影響評価のための調査を目的とするものを除く。)</p> <p>2 法第九條第四項の規定により前号の許可の有効期間を定めること。</p> <p>3 法第九條第五項の規定により第一号の許可に条件を付すること。</p> <p>4 法第九條第七項又は第八項の規定により第一号の許可に係る許可証又は従事者証(次号、第六号、第三十三号及び第三十四号において「許可証等」という。)を交付すること。</p> <p>5 法第九條第九項の規定により許可証等を再交付すること。</p> <p>6 法第九條第十一項の規定により許可証等の返納を受けること。</p> <p>7 法第九條第十三項の規定により第</p>

<p>23 法第三十五条第五項の規定により</p> <p>22 法第三十条第一項の規定により第二十九号の許可を受けた者に対して行</p> <p>21 法第二十九条第十項の規定により前号の許可に条件を付すること。</p> <p>20 法第二十九条第七項の規定により工作物の設置等の許可をすること。</p> <p>19 法第二十一条第一項の規定により第十五号の登録票の返納を受けること。</p> <p>18 法第二十条第三項の規定により登録鳥獣の譲受け又は引受けに係る届出を受けること。</p> <p>17 法第十九条第六項の規定により第十五号の登録票を再交付すること。</p> <p>16 法第十九条第五項の規定により鳥獣の登録の更新をすること。</p> <p>15 法第十九条第三項の規定により登録票を交付すること。</p> <p>14 法第十九条第一項の規定により鳥獣の飼養の登録をすること。</p> <p>13 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第九条第七項の規定により許可証を交付すること。</p> <p>12 法第十五条第四項の規定により許可の有効期間を定めること。</p> <p>11 法第十五条第九項の規定により第十三号の許可証の返納を受けること。</p> <p>10 法第十五条第七項の規定により第十三号の許可証を再交付すること。</p> <p>9 法第十五条第六項の規定により前号の許可に条件を付すること。</p> <p>8 法第十五条第四項ただし書の規定により指定猟法の許可をすること。</p> <p>一号の許可に係る捕獲等又は採取等の結果の報告を受けること。</p>
<p>24 承認対象捕獲等の承認をすること。</p> <p>25 法第三十五条第八項の規定により第二十八号の承認証を再交付すること。</p> <p>26 法第三十五条第十項の規定により第二十八号の承認証の返納を受けること。</p> <p>27 法第三十五条第十二項において準用する法第二十四条第三項の規定により承認の有効期間を定めること。</p> <p>28 法第三十五条第十二項において読み替えて準用する法第二十四条第五項の規定により承認証を交付すること。</p> <p>29 法第七十五条第一項の規定により第一号の許可を受けた者、法第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者、狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対して必要な事項について報告を求めること。</p> <p>30 法第七十五条第二項又は第三項の規定により職員に立入検査等をさせること。</p> <p>31 省令第七条第三項の規定により第一号の許可の申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>32 省令第七条第八項の規定により第四号の従事者証の交付の申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>33 省令第七条第十一項又は第十二項の規定により許可証等に記載された者の住所又は氏名の変更の届出を受けること。</p> <p>34 省令第七条第十三項又は第十四項</p>

	<p>二十三 温泉法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>35 省令第十五条第三項の規定により第八号の許可の申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>36 省令第十五条第六項の規定により第十三号の許可証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出を受けること。</p> <p>37 省令第十五条第七項の規定により第十三号の許可証の亡失の届出を受けること。</p> <p>38 省令第二十条第五項の規定により第十五号の登録票の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出を受けること。</p> <p>39 省令第二十条第六項の規定により第十五号の登録票の亡失の届出を受けること。</p> <p>40 省令第四十二条第二項の規定により第二十三号の承認の申請をしようとする者に対し必要と認める書類の提出を求めること。</p> <p>41 省令第四十二条第五項の規定により第二十八号の承認証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出を受けること。</p> <p>42 省令第四十二条第六項の規定により第二十八号の承認証の亡失の届出を受けること。</p>	<p>1 法第三条第一項の規定により土地の掘削の許可に係る申請を受け付けること。</p> <p>2 法第五条第二項の規定により土地の掘削の許可の有効期間の更新に係る申請を受け付けること。</p> <p>3 法第六条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者である法人</p>
<p>の地位の承継の承認に係る申請を受け付けること（法第十一条第二項及び第三項において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）。</p> <p>4 法第七条第一項の規定により土地の掘削の許可を受けた者の相続の承認に係る申請を受け付けること。</p> <p>5 法第七条の二第一項の規定により掘削のための施設等の変更の許可に係る申請を受け付けること。</p> <p>6 法第八条第一項の規定により工事の完了又は廃止の届出を受け付けること。</p> <p>7 法第十一条第一項の規定により増掘又は動力装置の許可に係る申請を受け付けること。</p> <p>8 法第十四条の二第一項の規定により温泉の採取の許可に係る申請を受け付けること。</p> <p>9 法第十四条の三第一項の規定により温泉の採取の許可を受けた者である法人の地位の承継の承認に係る申請を受け付けること。</p> <p>10 法第十四条の四第一項の規定により温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認に係る申請を受け付けること。</p> <p>11 法第十四条の五第一項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること。</p> <p>12 法第十四条の六第二項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出を受け付けること。</p> <p>13 法第十四条の七第一項の規定により温泉の採取のための施設等の変更の許可に係る申請を受け付けること。</p> <p>14 法第十四条の八第一項の規定により温泉の採取の事業の廃止の届出を</p>	

	<p>二十四 岐阜県希少野生生物保護条例（以下この項中「条例」という。）及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務</p>
<p>15 受け付けること。 16 法第十九条第二項の規定により温泉成分分析機関の登録に係る申請書の提出を受け付けること。 17 法第三十四条の規定により必要な報告を求めること。 18 法第三十五条第一項の規定により立入検査等を行うこと。</p>	<p>1 条例第十條の規定により指定希少野生生物の個体の所有者又は占有者に対し指導又は助言をすること。 2 条例第十三條第一項の規定により捕獲等の許可をし、同條第四項の規定により許可証を交付し、及び同條第五項の規定により当該許可に条件を付すること。 3 条例第十六條第一項の規定により報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。 4 条例第十八條の規定により土地の所有者又は占有者に対し指導又は助言をすること。 5 条例第二十條第一項の規定により指定希少野生生物保護区（次号において「保護区」という。）における同項各号に掲げる行為を許可し、及び同條第四項の規定により当該許可に条件を付すること。 6 条例第二十五條第五項及び第七項の規定により保護区における行為の届出を受け付けること。 7 条例第二十一條第四項第三号の規定により立入制限地区において立入りを許可し、及び同條第六項の規定により当該許可に条件を付すること。 8 条例第二十二條第一項の規定により行為の実施方法の指示をすること。 9 条例第二十三條第一項の規定により報告を求めること。</p>
<p>二十五 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>二十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>10 条例第二十三條第二項の規定によりその職員に立入検査又は調査をさせること。 11 条例第三十五條第二項及び第三項の規定により国の機関等と協議し、及び通知を受け付けること。 12 規則第五條第三項の規定により指定希少野生生物の個体の捕獲等の届出を受け付けること。</p>	<p>1 条例第十三條の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出を受け付けること。 2 条例第十四條の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出を受け付けること。 3 条例第二十四條の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出を受け付けること。 4 条例第二十五條の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出を受け付けること。 5 条例第四十三條の規定により必要な指導及び助言をすること（地球温暖化対策を行う場合に限る。）。</p>
<p>3 法第十三條第三項（法第十七條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により調査等をさせる旨を通知し、意見を述べる機会を与えること。</p>	<p>1 法第十三條第一項及び法第十七條の三第一項の規定により職員等に立入調査をさせること。 2 法第十三條第二項及び法第十七條の三第二項の規定により職員に特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させること。 3 法第十三條第三項（法第十七條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により調査等をさせる旨を通知し、意見を述べる機会を与えること。</p>

4 法第十七条の二第一項の規定により特定外来生物の防除を行うこと。

別表第三保健所長の部一の項中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

32 令第四条の七の規定による一般社団法人の計算書類等の届出を受けること。
別表第三農林事務所長の部五の項第一号及び十五の項第一号並びに土木事務所長の部一の項第一号中「設計金額」の下に「(複数年度にわたる委託工事(鉄道委託工事を含む。))にあつては、委託工事全体の設計金額をいう。以下この項において同じ。」「を加え、同表建築事務所長の部六の二の項第二号中「設計金額」の下に「(複数年度にわたる委託工事(鉄道委託工事を含む。))にあつては、委託工事全体の設計金額をいう。」「を加え、同表長良川上流河川開発工事事務所長、宮川上流河川開発工事事務所長、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長及び流域浄水事務所長の部一の項第一号中「設計金額」の下に「(複数年度にわたる委託工事(鉄道委託工事を含む。))にあつては、委託工事全体の設計金額をいう。以下この項において同じ。」「を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一一の項課長専決事項の欄第四号中「五万円未満」を「十万円未満」に改める。
別表第二課事務所長の表八の項課長専決事項の欄第二号中「広報課長」を「秘書広報課長」に改め、同表十一の項中「昭和三十六年規則第一一四号」の下に「以下この項中「規則」という。」「を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第六条ただし書の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の二号を加える。

2 規則別表第一備考第六号の規定による被服不着用の承認
3 規則別表第二備考第二号の規定による使用期間の変更の承認

別表第二課事務所長の表三十一の項中「環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九省令第一七号。以下この項中「施行規則」という。))」を削り、「登録規則」を「規則」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を削り、「登録規則」を「規則」に改める。

別表第二課事務所及び自動車税事務所長の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第四百四十四条の四十七第六項及び第七百七十一条第六項」を「及び第四百四十四条の四十七第六項」に改め、同表の次に次のように加える。

岐阜地域環境事務所

事務の種類	所長決裁事項	課長専決事項
一 岐阜県「ゴルフ場の環境管理に関する規則(以下この項中「規則」という。))の施行事務	1 規則の施行に関する事務	
二 大気汚染防止法(以下この項中「法」という。))の施行事務	1 法の施行に関する事務	

<p>七 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化</p>	<p>六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>五 ダイオキシン類対策特別措置法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>三 水質汚濁防止法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>十 岐阜県公害防止条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>九 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>八 土壌汚染対策法（以下この項中「法」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（以下この項中「処理業省令」という。）の施行事務</p>	<p>に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	
<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法、施行省令及び処理業省令の施行に関する事務</p>		

<p>十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項中「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下この項中「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）及び岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下この項中「規則」という。）</p>	<p>十一 岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	
<p>1 法、令、省令及び規則の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	
<p>十五 浄化槽法（以下この項中「法」という。）、岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下この項中</p>	<p>十四 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>十三 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（以下この項中「条例」という。）、及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>
<p>1 法、条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例及び規則の施行に関する事務</p>

<p>十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下この</p>	<p>施行事務 この項中「省令」という。)の この項中「法」という。、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法施行規則(以下この項中「省令」という。)</p>	<p>十六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法(以下この項中「法」という。、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法施行規則(以下この項中「省令」という。)</p>		
<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び省令の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び省令の施行に関する事務</p>		
<p>二十一 岐阜県自然環境保全条例(以下この項中「条例」という。)</p>	<p>二十 自然公園法(以下この項中「法」という。)</p>	<p>十九 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に關する条例(以下この項中「条例」という。)</p>	<p>十八 岐阜県埋立て等の規制に關する条例(以下この項中「条例」という。)</p>	<p>項中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>

<p>二十四 岐阜 県希少野生 生物保護条 例(以下こ の項中「条 例」とい う。) 及び岐阜県 希少野生生 物保護条例 施行規則 (以下この 項中「規則</p>	<p>二十三 温泉 法(以下こ の項中「法 と いう。) の施行事務</p>	<p>二十二 鳥獣 の保護及び 管理並びに 狩猟の適正 化に関する 法律(以下 この項中 「法」とい う。) 及び 鳥獣の保護 及び管理並 びに狩猟の 適正化に関 する法律施 行規則(以 下この項中 「省令」と いう。) の 施行事務</p>	<p>と いう。) の 施行事務</p>
<p>1 条例及び規則の施行に關する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法及び省令の施行に関する事務</p>	

<p>別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項課長専決事項の欄中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同欄第十一号中「第四条の八第二項の」を「第四条の九第二項の規定による」に改め、同号を同欄第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>11 令第四条の七の規定による計算書類等の届出の受付</p> <p>別表第二農林事務所の表六の項所長決裁事項の欄第一号及び十五の項所長決裁事項の欄第一号、土木事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号、建築事務所の表六の二の項所長決裁事項の欄第二号、長良川上流河川開発工事事務所及び宮川上流河川開発工事事務所一の項所長決裁事項の欄第一号、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所一の項所長決裁事項の欄第一号並びに流域浄水事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「設計金額」の下に「複数年度にわたる委託工事(鉄道委託工事を含む。) にあつては、委託工事全体の設計金額をいう。以下この項において同じ。) 」を加える。</p> <p>附 則</p>	<p>二十六 特定 外来生物に よる生態系 等に係る被 害の防止に 関する法律 (以下この 項中「法」 と いう。) の 施行事務</p>	<p>二十五 岐阜 県地球温暖 化防止及び 気候変動適 応基本条例 (以下この 項中「条例 と いう。) の 施行事務</p>	<p>と いう。) の 施行事務</p>
	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	

